（案）

資料１

平成２７年 ８月　日
(2015 年)

吹田市長　後 藤　圭 二　様

地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会
委員長　髙 杉　豊

意見書

地方独立行政法人市立吹田市民病院の役員に対する報酬等の支給基準について、地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号。以下「法」という。）第５６条第１項において準用する法第４９条第２項の規定に基づく地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

法第５６条第１項において準用する法第４９条第１項の規定に基づき、平成２７年７月１４日付け２７吹福保第７１２号で通知のあった法人の役員に対する報酬等の支給基準（変更後）について、特に申し述べる意見はない。